

議案第 4 号

医療法人社団哺育会白岡中央総合病院の移転開設に伴う運営支援事業助成金交付条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき、医療法人社団哺育会白岡中央総合病院（以下「中央病院」という。）の移転開設に伴う運営支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、中央病院が地域に医療を提供する総合病院として中核的な役割を果たし、もって市の安定的な医療体制の構築を図ることを目的とする。

(交付額等)

第 2 条 助成金の交付額は、中央病院が市内へ移転開設するに当たり新たに病院事業の用に供する土地、家屋及び償却資産に対して賦課される固定資産税の額に相当する額とする。

2 助成金は、中央病院の移転開設日の属する年度の翌年度（当該年度に固定資産税が賦課されていない場合は、その翌年度）から 10 年分に限り交付する。

(助成金の申請及び決定)

第 3 条 中央病院は、助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、中央病院に対して助成金の交付を決定し、助成金を交付するものとする。

(報告等)

第 4 条 市長は、前条第 2 項の規定により助成金の交付を決定した場合、必要があると認めるときは、中央病院に対し運営の状況等について報告を求め、又は職員に關係書類その他の物件を調査させることができる。

(助成金の交付決定の取消し等)

第 5 条 市長は、中央病院が次の各号のいずれかに該当するときは、第 3 条第 2 項の規定による交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金

の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 運営を廃止したとき、又は廃止の状況にあると認められるとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第3条第2項の規定による助成金の交付が完了した日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付した助成金に係る第5条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡中央総合病院の移転開設及び運営等に関する協定に基づき、同病院が継続的に安定して地域の医療提供体制を維持できるよう、新たに病院事業の用に供する土地、建物及び運営目的のために使用する医療機器、器具、備品等に対して賦課される固定資産税の額に相当する額を助成するため、本条例制定の必要を認め、この案を提出するものである。